

# 新型インフルエンザ等対策に 関する文部科学省行動計画

平成18年9月19日  
(平成25年7月5日改定)

文部科学省新型インフルエンザ等対策本部

# 目 次

## <総論>

はじめに ..... 2

基本的な考え方 ..... 3

## <各論>

I. 未発生期 ..... 7

II. 海外発生期 ..... 12

III. 国内発生早期 ..... 20

IV. 国内感染期 ..... 30

V. 小康期 ..... 40

## <別添>

国内外で鳥インフルエンザが人で発症  
した場合等の対策 ..... 43

## < 総論 >

## はじめに

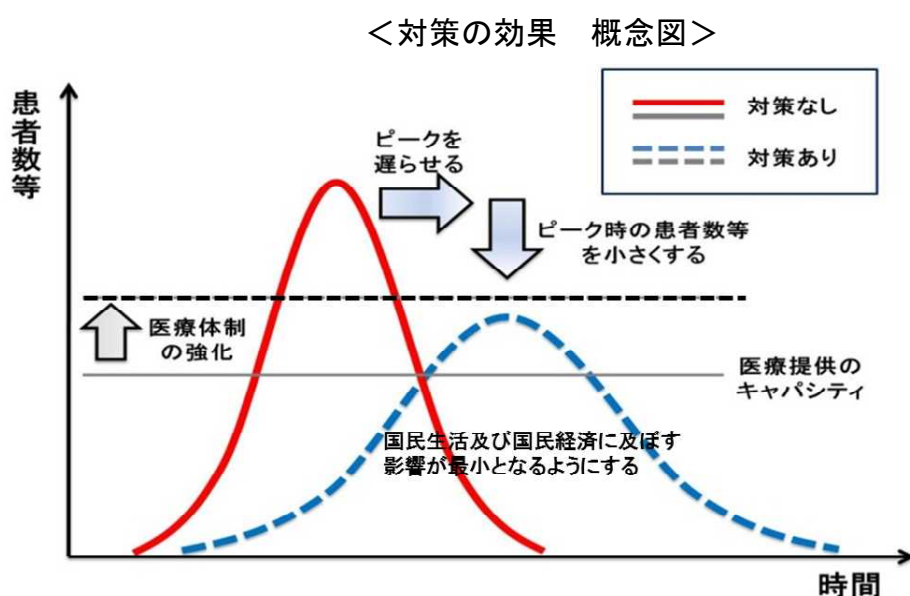
1. 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは抗原性が大きく異なり、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とそれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。そのような状況の下、平成17年11月には、我が国として取るべき対策をとりまとめた政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」が決定され、必要な措置が順次採られてきている。
2. さらに、平成25年4月には、病原性が高い新型インフルエンザや未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）」が施行され、新型インフルエンザ等の対策の強化が図られた。
3. 文部科学省では、政府全体の対策と歩調を合わせ、上記の政府の行動計画に基づき、平成18年9月に「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を策定して以来、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策を通じて得られた知見や教訓等も踏まえた政府の行動計画の改正に伴う改正を行い、更に具体的かつ効果的な対策を採ることができるようにしてきているところである。
4. 本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の主な選択肢を示すものである。なお本行動計画は、ここに掲げる事項の全てを必ず実施することを求めるものではなく、また、特措法や「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等を踏まえ、本行動計画に無い事項を臨機応変に実施することを否定するものでもない。
5. 本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れて見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても、検証等を通じて適時に変更を行うことが適切である。

## 基本的な考え方

### 1. 新型インフルエンザ等対策の基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には国民の多くが罹患することを前提としつつ、患者の発生が一定の期間に偏ってしまうことを避けるために、必要な対策を講じていく必要がある。



### 2. 本行動計画の枠組み

(1) 本行動計画は、上記の基本的戦略念頭に置きつつ、「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを主たる目的として、文部科学省及び関係機関が国家の危機管理に関わる重要な課題である新型インフルエンザ等の対策を適切に実施できるよう、「(1) 実施体制、(2) サーベイランス・情報収集、(3) 情報提供・共有、(4) 予防・まん延防止、(5) 医療、(6) 国民生活・国民経済の安定の確保」の6項目に係る具体的な対策の選択肢を発生段階に応じて示している。

(2) したがって、実際の対策としては、政府行動計画に掲げる対策の基本的方針や留意点も踏まえ、本行動計画に掲げる対策のうちから、発生

段階に応じて実施すべきものを選択し、必要であれば本行動計画に掲げていない対策も併せて、臨機応変に実施していくこととする。

- (3) なお、発生段階については、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つに分類したものであり、国全体での発生段階の移行については、WHOが提示したものを参考に、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。また、都道府県においては、地域の発生状況は様々であり、その状況に応じ柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については必要に応じ国と協議の上で都道府県が判断することとされている。

<発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態  各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態  各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）  (地域感染期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接

	触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### 3. 文部科学省における行動

文部科学省は、本行動計画に基づき、関係府省とも連携して、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援する。なお、新型インフルエンザ等発生時には、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の下で対策を強力に推進する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

## <各論>



## I. 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

対策の目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

### 政府行動計画（未発生期）中の文部科学省関係項目

#### 実施体制

##### 【政府行動計画等の作成】

- 国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。（内閣官房、全省庁）

##### 【体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化】

- 国は、国における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定の対策のフォローアップを進める。（内閣官房、全省庁）
- 国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する<sup>\*1</sup>。（内閣官房、全省庁）

##### 【国際間の連携】

- 国は、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や諸外国等と速やかに情報共有できる体制を整備する。（厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省）
- 国は、医療従事者や専門家、行政官等の人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修等を行う。（外務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省）
- 国は、国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。（厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省）
- 国は、病原体検体の、国際機関（WHO、OIE等）を通じた国際的な共有の在り方を検討する。（外務省、厚生労働省、文部科学省）

#### サーベイランス・情報収集

##### 【情報収集】

- 国は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。また、在

\*1 特措法第12条

外公館、国立感染症研究所（WHOインフルエンザコラボレーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た場合には、速やかに報告する。（厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省）

（情報収集源）

- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

#### 【通常のサーベイランス】

- 国は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（厚生労働省、文部科学省）

#### 【予防・まん延防止】

##### 【対策実施のための準備】

- 個人における対策の普及

国、都道府県、市町村、学校、事業者はマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（厚生労働省、関係省庁）

#### 【医療】

##### 【国内感染期に備えた医療の確保】

国、都道府県等は以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- 国は、大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を要請する。（文部科学省）

#### 【国民生活及び国民経済の安定の確保】

##### 【業務計画等の策定】

- 国は、指定（地方）公共機関及び登録事業者（以下「指定（地方）公共機関等」という。）の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討する。（関係省庁）

## ＜「未発生期」における文部科学省の具体的対応＞

### (1) 新型インフルエンザ等に関する情報収集

- ①内閣官房、厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。
- ②感染症研究ネットワーク支援センター等を通じ、感染症研究拠点から新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。
- ③学校等（大学・短大を含む。）におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の調査を厚生労働省と協力して行い、学校におけるインフルエンザの感染拡大の兆候を早期に探知する。

### (2) 文部科学省内の体制整備等

#### ①文部科学省内の連絡体制の確認

新型インフルエンザ等に係る緊急連絡網を整備するとともに、定期的に省内から文部科学省関係機関（国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院、特殊法人、独立行政法人、放送大学学園、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、公立大学を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄の学校法人、教育委員会、私立学校担当の知事部局、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、日本人学校等）への情報伝達ルートを確認する。

#### ②行動計画・業務継続計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生前から、その発生に備え文部科学省における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等発生時の行動計画及び業務継続計画を必要に応じて適時見直すとともに、これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。

#### ③弾力的な運用が必要とされる法令の検討

新型インフルエンザ等の発生時において法令を弾力的に運用するための具体的な対応方針を検討する。

#### ④取組体制の再確認

新型インフルエンザ等発生の可能性が高まった場合には、新型インフルエンザ等閣僚会議及び関係省庁対策会議における指示等も踏まえ、政府対策本部事務局への派遣要員及び省内対策本部事務局の要員の確保も含めた取組体制の再確認を行い、発生時に迅速かつ的確な初動対応ができるようにする。

### (3) 文部科学省関係機関への情報の提供及び要請

#### ①本行動計画の周知

行動計画が改定されたら速やかに、文部科学省関係機関へ周知するとともに、本行動計画や政府行動計画や特措法等も参考に、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。また、その準備状況を定期的に確認する。

#### ②文部科学省関係機関における連絡体制の整備及び情報提供の要請

文部科学省関係機関に対して、新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、情報収集体制及び連絡体制について整備・確認することを要請する。

#### ③海外の日本人留学生に対する注意喚起

ア 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び大学等に対し、留学を予定している学生・生徒がいる場合には、留学予定の地域についての外務省の渡航情報や厚生労働省等の情報を確認するとともに、在外公館や留学先の学校等を通じて現地の状況を把握した上で、学生・生徒の留学についての助言を行うことを要請する。

イ 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び大学等に対し、生徒・学生が現に留学している場合には、当該生徒・学生に対し関係情報を周知するよう努めるとともに、必要に応じ適切な助言を行うこと、特に現地の情報を収集する観点から、以下の点について当該学生・生徒に周知するよう努めることを要請する。

- ・現地の在外公館に在留届を提出すること。
- ・在外公館のホームページ等を活用し、最新の現地情報の収集に努めるとともに、必要に応じて、在外公館に照会すること。
- ・感染の疑いがある場合、国内の在籍学校や在外公館に連絡すること。

#### ④教育委員会等への要請

教育委員会、大学、日本人学校等に対し、児童生徒、学生、教職員等にWHO（世界保健機構）や厚生労働省が示す注意事項等を周知するよう要請する。また、教育委員会等に対し、以下の点について要請する

- ・保健衛生部局と連携して、児童生徒等に、感染症や公衆衛生についての情報提供及び丁寧な指導を行うこと。
- ・インフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）等について、適切に保健衛生部局等へ報告すること。

#### ⑤大学附属病院への要請

大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を要請する。

また、大学附属病院における新型インフルエンザ等に対する取組状況を把握するとともに、情報提供を行う。

#### (4) 調査研究の推進

研究者の人材育成のための研修等を行うとともに、国際的な連携強化を含む感染症に関する調査研究を実施する。

#### (5) その他

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合には、「＜別添＞国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」に掲げる対応を行う。

## II. 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

### 政府行動計画（海外発生期）中の文部科学省関係項目

#### 実施体制

##### 【政府の体制強化】

- 国は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。（内閣官房、全省庁）
- WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表するとともに内閣総理大臣に報告する。（厚生労働省）
- 上記報告があった時は、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに、公表する。
- 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがない時を除く。）、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定し直ちに公示し周知を図り、都道府県は都道府県対策本部を設置する。（内閣官房、厚生労働省、全省庁）
- 国は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて基本的対処方針を変更し、公示する。（内閣官房、全省庁）

#### サーベイランス・情報収集

##### 【国際的な連携による情報収集等】

- 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関（WHO、OIE等）等を通じて必要な情報を収集するとともに、発生国からの情報収集を強化する。

国立感染症研究所は、得た情報を速やかに報告する。(厚生労働省、外務省、文部科学省)

- ・ 病原体に関する情報
  - ・ 疫学情報 (症状、症例定義、致死率等)
  - ・ 治療法に関する情報 (抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)
- 国は、国際的な連携強化を含む調査研究を強化する。特にワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携・協力体制を構築する。(厚生労働省、文部科学省、関係省庁)

#### 【国内サーベイランスの強化等】

- 国は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(厚生労働省、文部科学省)

#### 情報提供・共有

##### 【情報提供】

- 国は、国民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(関係省庁)

#### 予防・まん延防止

##### 【国内でのまん延防止対策の準備】

- 国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。(関係省庁)

##### 【在外邦人支援】

- 国は、発生国に滞在・留学する邦人に対し、直接又は国内の各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。(外務省、文部科学省、関係省庁)

##### 【予防接種 (接種体制)】

###### (特定接種)

- 国は、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(厚生労働省、関係省庁)

#### 医療

##### 【医療機関等への情報提供】

- 国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

#### **国民生活及び国民経済の安定の確保**

##### **【事業者の対応】**

- 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係省庁)
- 国は、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。(関係省庁)



## ＜「海外発生期」における文部科学省の具体的対応＞

### (1) 新型インフルエンザ等に関する情報収集

内閣官房、厚生労働省等を通じ、海外における新型インフルエンザ等（発生）に係る情報が、文部科学省にもたらされる。

- ① 予定されている伝達ルートを通じて大臣及び関係局課まで直ちに新型インフルエンザ等発生を報告する。
- ② 内閣官房、厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ③ 感染症研究ネットワーク支援センター等を通じ、感染症研究拠点からの新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ④ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の調査等を厚生労働省と協力して行い、学校におけるインフルエンザの集団発生の状況を把握する。

### (2) 文部科学省内の体制整備等

- ① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、新型インフルエンザ等閣僚会議及び関係省庁対策会議における指示等を踏まえ、当該新型インフルエンザ等の特性（発生状況、病原性、感染力等）に合わせた初動対応体制を整備する。
- ② 「海外発生期」へ移行した段階で、情報の共有・分析と今後の対応方針を協議するため、直ちに文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を招集する。  
→ 新型インフルエンザ等の症状、感染力・致死率・潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を確認。さらに、その時点で、文部科学省関係機関等に要請すべき内容と今後の対応方針について協議する。
- ③ その後の事態の進行に応じて、随時、対策本部・作業部会を開催する。
- ④ 文部科学省新型インフルエンザ等対策本部の構成員等（政務三役の事務秘書官を含む。）に対し、特定接種に関する説明を行い、その同意を得る。
- ⑤ 教育委員会や学校等からの相談、問い合わせに応ずるための体制を整備する。

### (3) 文部科学省関係機関への迅速かつ正確な情報の提供及び要請

#### ① 文部科学省関係機関への情報提供

基本的対処方針の周知を行うとともに、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、現在の対策、予防のために必要な留意事項等得られた情報について、種々の方法・ルートを用いて速やかに情報提供を行う。

ア FAXやEメールを利用して情報を提供する。

(想定される情報は、次のようなもの)

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 海外での発生状況、現在の対策等

イ ホームページ上に開設されている情報公開サイトを通じて情報を提供する。（厚生労働省等とも連携しつつ、新型インフルエンザ等の症状や効果的な予防方法、Q&A等を積極的に提供する。）

ウ 必要があれば緊急に全国の教育委員会等の関係者による情報交換会を開催し、新型インフルエンザ等の症状や効果的な予防方法、今後予想される動き等について説明を行う。

#### ②文部科学省関係機関への要請

ア 文部科学省関係機関に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる機関に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。

イ 文部科学省関係機関に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染対策及び事業継続に不可欠な重要業務への重点化の準備を行うよう要請する。

#### ③弾力的な運用が必要とされる法令の周知等

弾力的に運用する法令について関係者に周知するとともに、その他必要な対応策（ワクチン基礎研究における遺伝子組換え生物等の使用の際の迅速な規制の手続等）を速やかに検討し、所要の措置を講じる。

#### (4) 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局への要請

教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局に対して、(3)の要請のほか、次のような対応を要請する。

①日本国内で発生した場合（国内発生早期以降）に、文部科学省等及び地方公共団体の保健衛生部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について整備・確認しておくこと。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。また、都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び小・中・高の受験機会の確保措置の実施方法等についてあらかじめ十分な検討・準備を行うこと。

②文部科学省等から示される情報や、海外での新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を児童生徒、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を

防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導すること。

- ③患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校に指導すること。
- ④患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校から保護者や児童生徒等に周知すること。
- ⑤海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。
  - ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
  - ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
  - ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
  - ・ 海外での発生状況
  - ・ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
  - ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
  - ・ 帰国する際の相談窓口 等
- ⑥重症急性呼吸器症候群（以下「SARS」という。）の教訓を踏まえ、新型インフルエンザ等発生国・周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等が、各学校において風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとるよう指導すること。また、新型インフルエンザ等発生国・周辺地域にある日本人学校等から帰国した学齢児童生徒について、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるよう周知すること。
- ⑦発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対しては、新型インフルエンザ等のような症状を呈した場合に、直ちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

#### （５）大学等への要請

- ①大学、短期大学、高等専門学校等に対して、（３）の要請のほか、次のような対応を要請する。
  - ア 通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザ等の両方に対応するため、インフルエンザ様症状による学校等における欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）など感染拡大の兆候があれば直ちに地方公共団体の保健衛生部局等へ情報提供すること。
  - イ 日本国内で発生した場合（国内発生早期）に、文部科学省等及び地方公共団体の保健衛生部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網等について整備・確認しておくこと。なお、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう、各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び小康期以降の受験機会の確保

措置の実施方法等についてあらかじめ十分な検討・準備を行うこと。

ウ 文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健センター等からの呼びかけや学内広報・掲示板の活用等を通じ、海外での新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導すること。

エ 患者発生国・地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知すること。

オ 大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザ等の関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請。

- ・発生国に留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
- ・学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
- ・発生国・周辺地域から帰国した学生及び入国した留学生に対して、新型インフルエンザ等のような症状を呈した場合に、直ちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

カ SARSの教訓を踏まえ、新型インフルエンザ等発生国・地域から帰国した学生や教職員が、各大学等において風評により不当な扱いを受けることがないように、冷静な対応がとられること。

②大学附属病院に対し、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議により作成された「医療体制に関するガイドライン」や都道府県等によりまとめられた行動計画等に基づいて対応するよう要請する。

#### (6) 日本人学校等への要請

①文部科学省より日本人学校等に対し、以下の情報を直ちに送付するとともに、それらの情報を参考として、児童生徒、派遣教員等に対し適切な指導を行うよう要請。

- ・新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
- ・効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・海外での発生状況
- ・外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
- ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
- ・帰国する際の相談窓口

②文部科学省は、新型インフルエンザ等が発生している国・地域に所在する日本人学校等が臨時休業等を含めた安全確保のための措置を採るに際し、助言・指導を行う。その際、外務省（在外公館）に対し、

- ・ 新型インフルエンザ等の感染状況についての情報提供
- ・ 当該国で可能な医療の状況についての情報提供
- ・ 帰国（一時帰国を含む）した場合における就学の機会に関する情報周知

を行うよう要請する。

また、感染症危険情報が発出された場合（発出見込みを含む）、文部科学省は、必要に応じて派遣教員及びその家族を日本又は安全な国（地域）に移動させる。その際、外務省（在外公館）に対し協力を要請する。

#### （7）関係研究機関への調査研究推進等に関する指示

- ① 感染症対策に資する情報を厚生労働省、感染症研究ネットワーク支援センター等文部科学省所管の関係機関と共有する。
- ② 緊急に行うべき調査研究を企画、検討する。
- ③ 政府として緊急を要するワクチン開発において、遺伝子組換え生物等を使用する場合には、法律に基づく規制の手続を迅速に行う。

### Ⅲ. 国内発生早期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある  
(地域未発生期)  
各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態  
(地域発生早期)  
各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学的調査で追うことができる状態

目的：

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### 政府行動計画（国内発生早期）中の文部科学省関係項目

##### **実施体制**

##### **【基本的対処方針の変更】**

- 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入ったこと及び国内発生早期の対処方針を公示する。  
(内閣官房、厚生労働省、全省庁)

##### **【政府現地対策本部の設置】**

- 国は、発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等現地対策本部を設置する。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)

##### **【国際間の連携】**

- 国は、WHO、OIE等のリファレンスラボラトリー等と病原体の同定・解析、症例定義に関して協力を行い、情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)
- 国は、ワクチンや治療薬の開発等に関する連携、協力を行う(厚生労働省、関係省庁)

##### **【緊急事態宣言の措置】**

- 緊急事態宣言  
国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。(内閣官房、厚生労働省、全省庁)

## **サーベイランス・情報収集**

### **【サーベイランス】**

- 国は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(厚生労働省、文部科学省)

## **情報提供・共有**

### **【情報提供】**

- 国は、国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係省庁)
- 国は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(厚生労働省、関係省庁)

## **予防・まん延防止**

### **【国内でのまん延防止対策】**

- 国及び都道府県等は、業界団体等を經由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する(関係省庁)
  - ・国及び都道府県は、ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行うよう、学校の設置者に要請する。(文部科学省、厚生労働省)

### **【水際対策】**

- 国は、在外邦人支援を継続する。(外務省、関係省庁)

### **【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、都道府県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - ・都道府県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。  
要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限

り、特措法第45条第3項に基づき指示を行う。都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 都道府県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

都道府県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

### **国民生活及び国民経済の安定の確保**

#### **【事業者の対応】**

- 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。

#### **【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### **○ 事業者の対応等**

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する（関係省庁）



## < 「国内発生早期」における文部科学省の具体的対応 >

### (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集

内閣官房、厚生労働省等を通じ、国内における新型インフルエンザ等（発生）に係る情報が、文部科学省にもたらされる。

- ① 予定されている伝達ルートを通じて大臣及び関係局課まで直ちに新型インフルエンザ等発生を報告する。
- ② 内閣官房、厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ③ 感染症研究ネットワーク支援センター等を通じ、感染症研究拠点からの新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ④ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の調査等を厚生労働省と協力して行い、学校におけるインフルエンザの集団発生の状況を把握する。

### (2) 文部科学省内の体制整備等

- ① 「国内発生早期」へ移行した段階で、情報の共有・分析と今後の対応方針を協議するため、直ちに文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を招集する。  
→ 新型インフルエンザ等の症状、感染力・致死率・潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を確認。さらに、その時点で、文部科学省関係機関等に要請すべき内容と今後の対応方針について協議する。
- ② その後の事態の進行に応じて、随時、対策本部・作業部会を開催する。
- ③ 文部科学省内に設置されている新型インフルエンザ等対策本部の事務局に専従者を配置するなどして、
  - ・ 教育委員会や学校等からの相談・問い合わせに対する対応（「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置等）
  - ・ マスコミへの対応・広報
  - ・ 関係府省・関係機関との連絡調整
  - ・ 省内関係局課間の連絡・調整機能を強化する。
- ④ 必要に応じ、担当官を現地に派遣し、情報収集、指導・助言を行う。
- ⑤ 不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる文部科学省主催イベント等について、延期又は中止を検討する。
- ⑥ 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出された段階で、情報の共有・分析と今後の対応方針を協議するため、直ちに文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を招集す

る。

→新型インフルエンザ等の症状、感染力・致死率・潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を確認し、さらに、その時点で、文部科学省関係機関等に要請すべき内容と今後の対応方針について協議する。

⑦その後の事態の進行に応じて、随時、対策本部・作業部会を開催する。

### (3) 文部科学省関係機関への迅速かつ正確な情報の提供及び要請

①文部科学省関係機関への情報提供

基本的な対処方針の周知を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生状況や具体的な対策、効果的な予防方法等得られた情報について、種々の方法・ルートを用いて速やかに情報提供を行う。

ア FAXやEメールを利用して情報を提供する。

(想定される情報は、次のようなもの)

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的な対応
- ・ 海外での発生状況 等

イ ホームページ上に開設されている情報公開サイトを通じて情報を提供する。（厚生労働省等とも連携しつつ、新型インフルエンザ等の症状や効果的な予防方法、Q&A等を積極的に提供する。）

ウ 必要があれば緊急に全国の教育委員会等の関係者による情報交換会を開催し、新型インフルエンザ等の症状や予防のために必要な留意事項、今後予想される動き等について説明を行う。

②文部科学省関係機関への要請

文部科学省関係機関に対し、職場における感染対策や事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。特に大規模集会や不特定多数の集まる活動は延期又は中止を検討するよう要請する。

③弾力的な運用が必要とされる法令の周知等

弾力的に運用する法令について関係者に周知するとともに、その他の必要な対応策（ワクチン基礎研究における遺伝子組換え生物等の使用の際の迅速な規制の手続等）を速やかに検討し、所要の措置を講じる。

### (4) 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局への要請

教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局に対して、(3)の要請のほか、次のような対応を要請する。

- ①文部科学省等及び地方公共団体の保健衛生部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について確認すること。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。また、都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び小康期以降の受験機会の確保措置の実施方法等について十分な確認を行うこと。
- ②文部科学省等から示される情報や、新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法を踏まえつつ、新型インフルエンザ等についての情報を児童生徒、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ等関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- ③予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また症状のある人は「咳エチケット（注）」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。
- ④保護者に対して、その児童生徒等及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、保健所等に相談するよう指導すること。
- ⑤児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ等患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- ⑥学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ等患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、直ちに発生した地域の都道府県保健衛生部局等にその旨を連絡するとともに、今後の対応について相談する。その上で、ウイルスの病原性等の状況を勘案して、必要に応じて文部科学省及び厚生労働省が示す目安も踏まえ、臨時休業等及び入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにする（例えば、臨時休業については、欠席率10%程度で実施する、期間を1週間程度にする等。）こと
- ⑦都道府県保健衛生部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑧学校が入学試験の延期等の措置を行った際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨を報告することとし、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学省に報告すること。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知すること。
- ⑨学校が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県教育委員会、附属学校を置く国立大学法人又は私立

学校担当の知事部局に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがあり得ること。

- ⑩学校の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- ⑪学校の臨時休業を行う場合には、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の授業等の履修上の取扱いや家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないよう十分な確認と指導を行うこと。
- ⑫患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校に指導すること。
- ⑬患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校から保護者や児童生徒等に周知すること。
- ⑭海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。
  - ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
  - ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
  - ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
  - ・ 発生状況
  - ・ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
  - ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
  - ・ 帰国する際の相談窓口 等
- ⑮発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対しては、新型インフルエンザ等のような症状を呈した場合に、直ちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

#### (5) 大学等への要請

- ①大学、短期大学、高等専門学校等に対して、(3)の要請のほか、次のような対応を要請する。
  - ア 文部科学省等及び地方公共団体の保健衛生部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網等について確認すること。なお、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう、各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び小長期以降の受験機会の確保措置の実施方法等について再度十分な検討・準備を行うこと。その際、大学等の所在地区の状況のみではなく、入学志願者の出身地区の状況も考慮すること。
  - イ 文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健センター等からの呼びかけや

学内広報・掲示板の活用等を通じ、新型インフルエンザ等についての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ等関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。

ウ 予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また、症状のある人は「咳エチケット」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。

エ 学生及び保護者等に対して、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、医療機関等に相談するよう指導すること。

オ 学生や教職員に新型インフルエンザ等患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。

カ 大学等において、学生や教職員に新型インフルエンザ等患者が発生したことがわかった場合には、当該大学等の設置者は、直ちに発生した地域の都道府県保健衛生部局等にその旨を連絡するとともに、今後の対応について相談し、文部科学省等及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等や入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。

キ 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健衛生部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、大学等の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等の開始時期及び範囲を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。

ク 大学等が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、大学等の設置者は、文部科学省にその旨を報告すること。

ケ 大学等の臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報等に基づき、国立大学法人、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人、公立大学法人を設置する地方公共団体、又は文部科学大臣所轄の学校法人に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがありうること。

コ 大学等の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。

サ 患者発生国・地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知すること。

シ 大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザ等の関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請すること。

- ・留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
- ・学生を派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に

適切な指導・助言を行うこと。

- ・発生国・周辺地域から帰国した学生及び入国した留学生に対して、新型インフルエンザ等のような症状を呈した場合に、直ちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。
- ②大学附属病院に対し、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議により作成された「医療体制に関するガイドライン」や都道府県等によりまとめられた行動計画等に基づいて対応するよう要請する。

#### (6) 日本人学校等への要請

- ①文部科学省より日本人学校等に対し、以下の情報を直ちに送付するとともに、それらの情報を参考として、児童生徒、派遣教員等に対し適切な指導を行うよう要請する。
- ・新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
  - ・効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
  - ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
  - ・国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応等
  - ・海外での発生状況
  - ・外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
  - ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
  - ・帰国する際の相談窓口
  - ・日本人学校等が発生国から受け入れる児童生徒が、風評等により不当な扱いを受けることがないように正しい情報に基づいた冷静な対応が求められること 等
- ②文部科学省は、新型インフルエンザ等が発生している国・地域に所在する日本人学校等が臨時休業等を含めた安全確保のための措置を採るに際し、助言・指導を行う。その際、外務省（在外公館）に対し、
- ・新型インフルエンザ等の感染状況についての情報提供
  - ・当該国で可能な医療の状況についての情報提供
  - ・帰国（一時帰国を含む。）した場合における就学の機会に関する情報周知
- を行うよう要請する。
- また、感染症危険情報が発出された場合（発出見込みを含む。）、文部科学省は、必要に応じて派遣教員及びその家族を日本又は安全な国（地域）に移動させる。その際、外務省（在外公館）に対し協力を要請する。

#### (7) 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示

- ①厚生労働省、感染症研究ネットワーク支援センター等文部科学省所管の関係機関（大学を含む）との間で、感染症対策に資する情報のほか、WHO（世界保健機関）、OIE（国際獣疫事務局）、FAO（国連食糧農業事務局）のリファレンスラボラトリー等からのウイ

ルス株や症例定義の情報の共有等を行う。

- ②緊急に行うべき調査研究を企画、検討する。
- ③必要に応じ、文部科学省所管の関係研究機関（大学を含む。）に対して、WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力を行うよう指示する。
- ④政府として緊急を要するワクチン開発において、遺伝子組換え生物等を使用する場合には、法律に基づく手続を迅速に行う。

注：咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することで周囲の人に感染させないように、咳エチケットを行う。

（方法）

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にはマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

## IV. 国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む
- ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある  
(地域未発生期)  
各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態  
(地域発生早期)  
各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態  
(地域感染期)  
各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑える。

### 政府行動計画（国内感染期）中の文部科学省関係項目

#### 実施体制

##### 【基本的対処方針の変更】

- 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入ったこと及び国内感染期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、全省庁)

#### サーベイランス・情報収集

##### 【サーベイランス】

- 国は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、都道府県ごとの対応とする。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。(厚生労働省、文部科学省)

#### 情報提供・共有

##### 【情報提供】

- 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係省



庁)

- 国は、引き続き、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、都道府県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(厚生労働省、関係省庁)

### **予防・まん延防止**

#### **【国内でのまん延防止対策】**

- 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係省庁)
  - ・ 国及び都道府県はウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行うよう、学校の設置者に要請する。(文部科学省、厚生労働省)

#### **【水際対策】**

- 国は、在外邦人支援を継続する。(外務省、関係省庁)

#### **【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、都道府県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - ・ 都道府県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。  
要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき指示を行う。都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
  - ・ 都道府県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

都道府県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### **国民生活及び国民経済の安定の確保**

##### **【事業者の対応】**

- 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係省庁)

##### **【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### ○ 業務の継続等

- ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力引用について、必要に応じ、周知を行う。(関係省庁)
- ・ 国は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。(関係省庁)

##### ○ 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

- ・ 国は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定する。(内閣官房、関係省庁)

## < 「国内感染期」における文部科学省の具体的対応 >

### (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集

内閣官房、厚生労働省等を通じ、国内感染期への移行に係る情報が、文部科学省にもたらされる。

- ① 予定されている伝達ルートを通じて大臣及び関係局課まで直ちに国内感染期への移行を報告する。
- ② 内閣官房、厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ③ 感染症研究ネットワーク支援センター等を通じ、感染症研究拠点からの新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ④ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の調査等を厚生労働省と協力して行い、学校におけるインフルエンザの集団発生の状況を把握する。

### (2) 文部科学省内の体制整備等

- ① 「国内感染期」へ移行した段階で、情報の共有・分析と今後の対応方針を協議するため、直ちに文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を招集する。  
→ 新型インフルエンザ等の症状、感染力・致死率・潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を確認する。さらに、その時点で、文部科学省関係機関等に要請すべき内容と今後の対応方針について協議する。
- ② その後の事態の進行に応じて、随時、対策本部・作業部会を開催する。
- ③ 引き続き、文部科学省内に設置されている新型インフルエンザ等対策本部の事務局に専従者を配置するなどして、
  - ・ 教育委員会や学校等からの相談・問い合わせに対する対応
  - ・ マスコミへの対応・広報
  - ・ 関係府省・関係機関との連絡調整
  - ・ 省内関係局課間の連絡・調整機能を強化する。
- ④ 必要に応じ、担当官を現地に派遣し、情報収集、指導・助言を行う。
- ⑤ 不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる文部科学省主催イベント等について、延期又は中止を検討し、必要に応じて無期延期又は中止する。

### (3) 文部科学省関係機関への迅速かつ正確な情報の提供及び要請

#### ①文部科学省関係機関への情報提供

基本的対処方針の周知を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生状況や具体的な対策、効果的な予防方法等得られた情報について、種々の方法・ルートを用いて速やかに情報提供を行う。

ア FAXやEメールを利用して情報を提供

(想定される情報は、次のようなもの)

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応
- ・ 海外での発生状況 等

イ ホームページ上に開設されている情報公開サイトを通じて情報を提供（厚生労働省等とも連携しつつ、新型インフルエンザ等の症状や効果的な予防方法、Q&A等を積極的に提供）

ウ 必要があれば緊急に全国の教育委員会等の関係者による情報交換会を開催し、新型インフルエンザ等の症状や予防のために必要な留意事項、今後予想される動き等について説明を行う。

#### ②文部科学省関係機関への要請

文部科学省関係機関に対し、引き続き、職場における感染予防策を徹底するよう要請する。大規模集会や不特定多数の集まる活動は、延期又は中止を検討し、必要に応じて無期延期又は中止するよう要請する。

#### ③弾力的な運用が必要とされる法令の周知等

弾力的に運用する法令について関係者に周知するとともに、その他の必要な対応策（ワクチン基礎研究における遺伝子組換え生物等の使用の際の迅速な規制の手続等）を速やかに検討し、所要の措置を講じる。

#### ④新型インフルエンザ等の患者の権利の保全等

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、所要の措置を講じる。

### (4) 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局への要請

教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局に対して、(3)の要請のほか、次のような対応を要請。

#### ①文部科学省等及び地方公共団体の保健衛生部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について確認すること。なお、各学校におい

ても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。また、都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び小児期以降の受験機会の確保措置の実施方法等を適切に講じること。

- ②文部科学省等から示される情報や、新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等を踏まえつつ、新型インフルエンザ等についての情報を児童生徒、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ等関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- ③予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また、症状のある人は「咳エチケット」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。
- ④保護者に対して、その児童生徒等及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、保健所等に相談するよう指導すること。
- ⑤児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ等患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。なお、新型インフルエンザ等患者を対象とした入院措置が解除された際に、児童生徒や教職員等が発症した場合には、適切な医療機関（帰国者・接触者外来発熱外来等）を受診するよう、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センター発熱相談センターと連携すること。
- ⑥学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ等患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、直ちに発生した地域の都道府県保健衛生部局等にその旨を連絡するとともに、今後の対応について相談する。その上で、ウィルスの病原性等の状況を勘案して、必要に応じて文部科学省及び厚生労働省が示す目安も踏まえ、臨時休業等及び入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにする（例えば、臨時休業については、欠席率10%程度で実施する、期間を1週間程度にする等）こと。
- ⑦都道府県保健衛生部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑧学校が入学試験の延期等の措置を行った際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨を報告することとし、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学省に報告すること。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に情報提供すること。
- ①学校が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県教育委員会、附属学校を置く国立大学法人又は私立学校担当の知事部局に対し、臨時休業や入学試験の延期等の措置の要請を行うことがありうること。

- ⑩学校の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- ⑪学校の臨時休業を行う場合には、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の授業等の履修上の取扱いや家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないよう十分な確認と指導を行うこと。
- ⑫修学旅行等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、原則自粛するよう学校に指導すること。
- ⑬海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、原則自粛するよう学校から保護者や児童生徒等に周知すること。
- ⑭海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。
  - ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
  - ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
  - ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
  - ・ 発生状況
  - ・ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
  - ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
  - ・ 帰国する際の相談窓口 等
- ⑮発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対しては、新型インフルエンザ等のような症状を呈した場合に、直ちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

(5) 大学等への要請

- ①大学、短期大学、高等専門学校等に対して、次のような対応を要請。
  - ア 文部科学省等及び地方公共団体の保健衛生部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網等について確認すること。なお、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び小康期以降の受験機会の確保措置の実施方法などについて再度十分な検討・準備を行うこと。その際、大学等の所在地区のみではなく、入学志願者の出身地区の状況も考慮すること。
  - イ 文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健センター等からの呼びかけや学内広報・掲示板の活用等を通じ、新型インフルエンザ等についての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ等関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。

- ウ 予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また、症状のある人は「咳エチケット」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。
- エ 学生及び保護者等に対して、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、保健所等に相談するよう指導すること。
- オ 学生や教職員に新型インフルエンザ等患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。なお、新型インフルエンザ等患者を対象とした入院措置が解除された際に、学生や教職員等が発症した場合には、適切な医療機関（帰国者・接触者外来発熱外来等）を受診するよう、保健所等に設置される帰国者・接触者発熱相談センターと連携すること。
- カ 大学等において、学生や教職員に新型インフルエンザ等患者が発生したことがわかった場合には、当該大学等の設置者は、直ちに発生した地域の都道府県保健衛生部局等と相談するとともに、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等や入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。
- キ 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健衛生部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、大学等の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等の開始時期や範囲を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ク 大学等が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、大学等の設置者は、文部科学省にその旨を報告すること。
- ケ 大学等が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報に基づき、国立大学法人、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人、公立大学を設置する地方公共団体又は文部科学大臣所轄の学校法人に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがありうること。
- コ 大学等の臨時休業を行う場合には、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の各大学等と学生との連絡方法を明確にし、臨時休業中の授業等の履修上の取扱いや学生生活について十分な指導を行うこと。
- サ 大学等の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- シ 海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、原則自粛するよう学生や教職員に周知すること。
- ス 大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザ等の関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請すること。
- ・留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。

- ・ 学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
  - ・ 発生国・周辺地域から帰国した学生及び入国した留学生に対して、新型インフルエンザ等のような症状を呈した場合に、直ちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。
- ②大学附属病院に対し、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議により作成された「医療体制に関するガイドライン」や都道府県等によりまとめられた行動計画等に基づいて対応するよう要請する。

#### (6) 日本人学校等への要請

- ①文部科学省より日本人学校等に対し、以下の情報を直ちに送付するとともに、それらの情報を参考として、児童生徒、派遣教員等に対し適切な指導を行うよう要請。
- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
  - ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
  - ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
  - ・ 国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応等
  - ・ 海外での発生状況
  - ・ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
  - ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
  - ・ 帰国する際の相談窓口
  - ・ 日本人学校等が発生国から受け入れる児童生徒が、風評等により不当な扱いを受けることがないように正しい情報に基づいた冷静な対応が求められること 等
- ②文部科学省は、新型インフルエンザ等が発生している国・地域に所在する日本人学校等が臨時休業等を含めた安全確保のための措置を採るに際し、助言・指導を行う。その際、外務省（在外公館）に対し、
- ・ 新型インフルエンザ等の感染状況についての情報提供
  - ・ 当該国で可能な医療の状況についての情報提供
  - ・ 帰国（一時帰国を含む。）した場合における就学の機会に関する情報周知
- を行うよう要請する。
- また、感染症危険情報が発出された場合（発出見込みを含む。）、文部科学省は、必要に応じて派遣教員及びその家族を日本又は安全な国（地域）に移動させる。その際、外務省（在外公館）に対し協力を要請する。

#### (7) 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示

- ①厚生労働省、感染症研究ネットワーク支援センター等文部科学省所管の関係機関との間で、感染症対策に資する情報のほか、WHO（世界保健機関）、OIE（国際獣疫事務局）、F



A0（国連食糧農業事務局）のリファレンスラボラトリー等からのウイルス株や症例定義の情報の共有等を行う。

- ②必要に応じ、文部科学省所管の関係研究機関（大学を含む。）に対して、WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力を行うよう指示する。
- ③政府として緊急を要するワクチン開発において、遺伝子組換え生物等を使用する場合には、法律に基づく手続を迅速に行う。

## V. 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行はいったん収束している状況

目的：

- 1) 国民生活及び国民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 政府行動計画（小康期）中の文部科学省関係項目

#### 実施体制

##### 【基本的対処方針の変更】

- 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。（内閣官房、厚生労働省、全省庁）

##### 【緊急事態解除宣言】

- 国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告する。（内閣官房、厚生労働省、全省庁）

##### 【対策の評価・見直し】

- 国は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）

##### 【政府対策本部の廃止】

- 国は、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなった時、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨を公表がされた時、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止された時に、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。

#### サーベイランス・情報収集

##### 【サーベイランス】

- 国は、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。（厚生労働省、文部科学省）

#### 情報提供・共有

##### 【情報提供】

- 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の

終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(関係省庁)

- 国は、国民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(関係省庁)

#### **国民生活及び国民経済の安定の確保**

##### **【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

##### **○ 業務の再開**

国は、全国の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(厚生労働省、関係省庁)

##### **○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**

国は、国内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(内閣官房、関係省庁)

## ＜「小康期」における文部科学省の具体的対応＞

- ① これまでの各段階における対策に関する評価を行い、流行の第二波に備え、必要に応じ、本行動計画及び情報提供体制等の見直しを行う。
- ② 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の調査等を厚生労働省と協力して行い、学校におけるインフルエンザの集団発生の把握を通常時よりも強化し、再流行を早期に察知する。
- ③ 文部科学省関係機関に対して、流行の第二波に備え、必要に応じ、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について定めた計画の見直し等を行うよう要請する。
- ④ 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局、大学、短期大学及び高等専門学校に対して、国や都道府県保健衛生部局等からの情報に従い、臨時休業や集会の自粛等の解除の目安や縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知するとともに次のような対応を要請する。
  - ア 勤務体制の見直し等を行い、文部科学省との連携体制を再度確認すること。
  - イ 文部科学省からの通知等を踏まえ、児童生徒、学生及び教職員等が新型インフルエンザ等と疑われる症状を呈した場合及び感染が確定した場合の対応等について、流行の第二波に備え十分に周知を行うとともに、必要に応じ、見直しを行うこと。
  - ウ 学校及び大学等の設置者は、都道府県保健衛生部局等から学校及び大学等の臨時休業終了の要請があった場合、必要に応じて要請を行った都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、臨時休業の終了時期及び対象校を検討し、臨時休業終了の措置が適切に講じられるようにすること。
  - エ 大学等が臨時休業を終了した際には、大学等の設置者は、文部科学省にその旨を報告すること

## ＜別添＞国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

### 政府行動計画（別添）中の文部科学省関係項目

#### **実施体制**

##### **【政府の体制強化】**

- 国は、国内において鳥インフルエンザウィルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）

##### **【国際間の連携】**

- 国は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウィルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行う。（厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省）

#### **サーベイランス・情報収集**

##### **【情報収集】**

- 国は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所（WHOインフルエンザコロボレーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た場合には速やかに関係部局に報告する。（厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省）

（情報収集源）

- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

#### **予防・まん延防止**

##### **【在外邦人への情報提供】**

- 国は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の各学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。また、国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウィルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウィルスの人への感染が認められた場合には、同様の情報提供、注意喚起を行う。（外務省、厚生労働省、文部科学省）

## ＜「鳥インフルエンザ発生期」における文部科学省の具体的対応＞

- ①厚生労働省等を通じ、鳥インフルエンザの対策等に関する情報を収集
- ②感染症研究ネットワーク支援センター等を通じ、感染症研究拠点からの鳥インフルエンザの対策等に関する情報を収集。
- ③海外の日本人留学生に対する注意喚起  
教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び大学等に対し、生徒・学生が現に留学している場合には、当該生徒・学生に対し以下の情報を周知するよう努める。
  - ・鳥インフルエンザの症状、感染経路等
  - ・効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
  - ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
  - ・発生状況
  - ・外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
  - ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
  - ・帰国する際の相談窓口 等
- ④日本人学校等への注意喚起  
日本人学校等に対し、以下の情報を直ちに送付するとともに、それらの情報を参考として、児童生徒、派遣教員等に対し適切な指導を行うよう要請する。
  - ・鳥インフルエンザの症状、感染経路等
  - ・効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
  - ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
  - ・日本国内の発生状況
  - ・海外での発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応等
  - ・外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
  - ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
  - ・一時帰国する際の相談窓口
- ⑤野鳥や飼育動物に関する注意喚起  
教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び日本人学校等に対し、児童生徒、教職員等に以下の点について周知するよう要請する。
  - ・野鳥に近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
  - ・死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、教育委員会に報告するか、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所に相談すること。
  - ・鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。また、飼育動物等に触った後は手洗いやうがいをし、糞尿を速やかに処理するなどして飼育動物の周りを清潔にすること等を心がけること。